

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 29 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 14 号

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和 2 年上尾市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改める。

第 21 条の 2 第 2 項及び第 4 項各号中「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改める。

別表第 1 から別表第 2 までを次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

行政職報酬等基準額表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	月額	月額	月額	月額
1	195,800 円	200,300 円	219,400 円	237,600 円
2	196,900	203,600	222,600	239,800
3	198,100	206,700	225,600	242,000
4	199,200	210,000	228,800	244,700
5	200,300	213,100	232,000	247,500
6	202,000	214,800	233,700	250,300
7	203,600	216,500	235,000	253,100
8	205,200	218,200	236,300	255,600
9	206,700	219,400	237,600	258,100
10		221,000	238,700	259,300
11		222,600	239,800	260,500

1 2		224, 100	240, 900	261, 700
1 3		225, 600	242, 000	262, 800
1 4		227, 200	243, 300	
1 5		228, 800	244, 700	
1 6		230, 400	246, 100	
1 7		232, 000		
1 8		233, 700		
1 9		235, 000		
2 0		236, 300		
2 1		237, 600		

別表第1の2（第2条関係）

保育職報酬等基準額表

職務の級	1 級	2 級
号給	月額	月額
	円	円
1	203, 600	222, 600
2	206, 700	225, 600
3	210, 000	228, 800
4	213, 100	232, 000
5	216, 500	235, 000
6	218, 200	236, 300
7	219, 400	237, 600
8	221, 000	238, 700
9	222, 600	239, 800
1 0	224, 100	240, 900
1 1	225, 600	242, 000
1 2	227, 200	
1 3	228, 800	
1 4	230, 400	
1 5	232, 000	
1 6	233, 700	

1 7	235, 000	
1 8	236, 300	
1 9	237, 600	
2 0	238, 700	
2 1	239, 800	

別表第2（第2条関係）

技能労務職報酬等基準額表

職務の級	1級	2級
号給	月額	月額
	円	円
1	198, 200	214, 500
2	199, 900	217, 300
3	201, 600	220, 300
4	203, 300	223, 200
5	205, 000	226, 000
6	206, 700	227, 400
7	208, 300	228, 800
8		229, 800
9		230, 900
10		232, 000
11		233, 000
12		233, 800
13		234, 700
14		235, 500
15		236, 400
16		237, 200
17		238, 000
18		238, 800
19		239, 600
20		240, 100
21		240, 600

別表第4の2を次のように改める。

別表第4の2（第3条関係）

保育職初任給基準表

職名		初任給
1	特定保育士	2級11号給
2	保育士	2級3号給
3	短時間保育士	1級13号給
4	延長時間保育パート職員	1級13号給
5	保育補佐員	1級7号給

別表第7の1の項中「321, 400円」を「331, 400円」に改め、同表2の項中「315, 400円」を「325, 500円」に改め、同表3の項中「307, 800円」を「318, 000円」に改め、同表4の項中「273, 000円」を「283, 200円」に改め、同表5の項中「265, 500円」を「276, 000円」に改め、同表6の項中「263, 100円」を「273, 600円」に改め、同表7の項中「260, 400円」を「271, 000円」に改め、同表8の項中「260, 400円」を「271, 000円」に改め、同表9の項中「260, 400円」を「271, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1、別表第1の2、別表第2及び別表第7の規定は、令和7年4月1日から令和8年1月31日までの間において会計年度任用職員として任用された者であって、この規則の施行の日において当該期間の職務がその者の職務と同一のものと任命権者が認めるものとして引き続き任用されているものに係る報酬、給料及び手当については、令和7年4月1日から適用する。

(報酬、給料及び手当の内払)

3 前項の規定により新規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された報酬、給料及び手当は、それぞれ新規則の規定による報酬、給料及び手当の内払とみなす。